

## \*\*\* 被扶養者の削除に必要な添付書類 一覧 \*\*\*

※この一覧の内容は基本的な提出書類です。状況によっては追加で書類の提出をお願いする場合があります。  
 ※書類とあわせて保険証等の交付物も回収ください。削除日以降は使用できません。

		書類名	備考
必ず提出する書類		健康保険 被扶養者（異動）届	
		国民年金第3号被保険者関係届 ※	※20歳以上60歳未満の配偶者のみ提出が必要
削除の理由により提出する書類	就職先の健康保険に加入した	新しい健康保険証のコピー	
	収入が増加した または する見込み	最新の雇用契約書のコピー	※最新の雇用契約書がない場合は、「雇用証明のお願い」に会社に証明してもらってください。
	失業給付の受給が開始した ※	雇用保険受給資格者証 第3面のコピー ⇒支給開始の印字があり、支給開始日が確認できること	※基本手当日額 × 30日 × 12ヶ月で計算し、受給見込み額が 130万円超 または 被保険者の年収の2分の1超 であれば、支給開始日を削除日とします。
	結婚した	新しい健康保険証のコピー または 婚姻日が確認できる書類（下図参照）	
	離婚した ※	離婚日が確認できる書類（下図参照）	※離婚により子どもが相手側の扶養に変更となる場合も削除の手続きが必要
	死亡した ※	死亡診断書のコピー	※被扶養者が亡くなったときは家族埋葬料が支給されます。 「埋葬料（費）請求書」 もあわせて提出ください。
	65歳以上74歳以下で 後期高齢者医療制度に加入した ※	後期高齢者医療被保険者証のコピー	※後期高齢者医療制度に加入するのは、次のどちらかに該当した場合です。 ①75歳をむかえる方 ②65歳以上74歳以下で一定の障害があると認定された方  ①は年齢で自動的に全員加入ですが、②は市区町村へ申請をした場合に加入となります。 ①については、該当者の誕生日前月に健保組合から削除手続きのご案内をお送りします。
上記以外の削除理由	健保組合にご相談ください		

### 婚姻日が確認できる書類

次のいずれかひとつを提出（すべてコピー可）

戸籍謄本、婚姻受理証明書などの公的書類

会社に提出した諸届など（Jサポーターの申請も可）

### 離婚日が確認できる書類

次のいずれかひとつを提出（すべてコピー可）

除籍謄本、離婚受理証明書などの公的書類

会社に提出した諸届など（Jサポーターの申請も可）